



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

株式会社 札幌北洋ホールディングス
(コード番号 8328 東証第 1 部・札証)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役として優秀な人材を将来に亘って円滑に確保し、社外取締役が期待された役割を十分発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項に基づき、変更案第 32 条として、社外取締役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。

なお、変更案第 32 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任免除) <u>第 32 条 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 32 条 ~ 第 51 条 (条文省略)	第 33 条 ~ 第 52 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 22 年 6 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生予定日 平成 22 年 6 月 24 日 (予定)

以 上